

報告第1号

専決処分した事件の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和7年（2025年）2月25日提出

宝塚市長 山崎晴恵

専決第1号

専決処分書

令和6年度宝塚市一般会計補正予算（第9号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分する。

令和7年（2025年）1月15日

宝塚市長 山崎晴恵

議案第19号

宝塚市市税条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年（2025年）2月25日提出

宝塚市長 山崎晴恵

宝塚市条例第 号

宝塚市市税条例の一部を改正する条例

宝塚市市税条例（昭和29年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第35条の7第1項第3号イ中「第64条第4項」を「第152条第5項」に、「同法124条」を「同法第124条」に改める。

第37条の2第9項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第58条の2第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第85条第2項第2号及び第136条の3第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第145条第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第35条の7第1項第3号の改正規定（「同法124条」を「同法第124条」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

議案第 20 号

宝塚市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年（2025 年）2 月 25 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市都市計画税条例の一部を改正する条例

宝塚市都市計画税条例（昭和 33 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

附則第 7 項第 1 号中「同条第 15 項」を「同条第 16 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 21 号

宝塚市都市開発基金条例を廃止する条例の制定について

宝塚市都市開発基金条例を廃止する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年（2025 年）2 月 25 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市都市開発基金条例を廃止する条例

宝塚市都市開発基金条例（昭和 63 年条例第 10 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 7 年 8 月 19 日から施行する。

議案第 22 号

宝塚市立病院建設基金条例の制定について

宝塚市立病院建設基金条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年（2025 年）2 月 25 日提出

宝塚市長 山崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市立病院建設基金条例

（設置の目的）

第 1 条 宝塚市立病院の建設に要する資金に充てるため、宝塚市立病院建設基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第 2 条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。

- （1）宝塚市一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額
- （2）基金への積立てを指定した寄附金の額
- （3）第 4 条の規定により繰り入れる額

（管理）

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

（繰替運用）

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第 6 条 基金は、第 1 条に規定する目的を達成するため必要があると認める場合に限り、予算に計上して処分することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 23 号

職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定
するものとする。

令和 7 年（2025 年）2 月 25 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和 29 年条例第 8 号）の一部を次の
ように改正する。

第 2 条の 2 第 2 項中「3 歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に
改め、同条第 4 項中「中「3 歳に満たない子のある職員が当該子を養育」とあり、」を削
る。

第 7 条中「子の看護休暇」を「子の看護等休暇」に改める。

第 11 条の 7 の見出しを「（子の看護等休暇）」に改め、同条中「その子の看護」を「そ
の子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために
必要なものとして規則で定めるその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和 33 年法律第
56 号）第 20 条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして規則で定める事
由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち規則で
定めるものへの参加をすることをいう。）」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 24 号

宝塚市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年（2025 年）2 月 25 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
宝塚市特別職の職員の給与に関する条例（昭和 29 年条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「100 分の 170」を「100 分の 172.5」に改める。

附則に次の 1 項を加える。

（職員の期末手当の特例）

- 3 令和 7 年 4 月 1 日から同月 18 日までの間に限り、第 3 条第 3 項の規定の適用については、同項中「100 分の 172.5」とあるのは、「100 分の 170」とする。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 25 号

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年（2025 年）2 月 25 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
(宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 宝塚市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 32 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 項ただし書中「次項第 1 号及び第 3 号から第 6 号まで」を「次項第 2 号から第 5 号まで」に、「以下「扶養親族たる配偶者、父母等」を「第 3 項において「扶養親族たる父母等」に改め、「（以下「行政職給料表 7 級職員等」という。）」を削り、同条第 2 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条第 3 項中「扶養親族たる配偶者、父母等」を「前項第 1 号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 13,000 円、扶養親族たる父母等」に改め、「（以下「行政職給料表 6 級職員等」という。）」及び「、前項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 10,000 円」を削り、同条第 4 項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条第 5 項を次のように改める。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第 11 条第 6 項及び第 7 項を削る。

第 11 条の 2 中「100 分の 15」を「100 分の 12」に改める。

第 13 条の 3 第 1 項中「同居していた配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加え、同条第 3 項中「本市職員以外の地方公務員又は国家公務員等であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員と

なり、これ」を「新たに給料表の適用を受ける職員となったこと」に改め、「（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）」を削る。

第18条の2第1項中「（次項において「勤務を要しない日等」という。）に勤務した」を「に勤務をした」に改め、同条第2項中「勤務を要しない日等以外の日の午前0時から午前5時までの間」を「午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）」に、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第21条の見出し中「扶養手当等」を「地域手当等」に改め、同条中「扶養手当、地域手当」を「地域手当」に改める。

第22条の3の見出し中「扶養手当等」を「扶養手当」に改め、同条中「及び第11条の3」を削る。

附則に次の2項を加える。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

49 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における第11条の規定の適用については、同条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、当該職員並びに行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員（以下「行政職給料表6級職員等」という。）に対しては」と、同条第2項中

「(5) 身体又は精神に著しい障害のある者」とあるのは

「(5) 身体又は精神に著しい障害のある者

(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」

と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員」とあるのは「行政職給料表6級職員等」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

（令和9年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置）

50 令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間における第11条の2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「100分の12」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで	100分の14
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	100分の13

(宝塚市水道事業及び下水道事業の職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 宝塚市水道事業及び下水道事業の職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年条例第48号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項ただし書中「臨時職員及び」を削り、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

第6条の2中「同居していた配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加える。

第11条の2中「勤務した」を「勤務をした」に改める。

附則に次の1項を加える。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

4 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における第5条第2項の規定の適用については、同項中

「(4) 身体又は精神に著しい障害のある者」とあるのは、

「(4) 身体又は精神に著しい障害のある者

(5) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」とする。

(宝塚市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 宝塚市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項ただし書中「臨時職員及び」を削り、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

第9条中「同居していた配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加える。

第15条中「勤務した」を「勤務をした」に改める。

附則に次の1項を加える。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

3 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における第5条第2項の規定の適用については、同項中

「(4) 身体又は精神に著しい障害のある者」とあるのは

「(4) 身体又は精神に著しい障害のある者

(5) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」
とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の宝塚市一般職の職員の給与に関する条例第13条の3第3項の規定は、この条例の施行の日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

議案第 26 号

宝塚市職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例の制定について
宝塚市職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年（2025 年）2 月 25 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市職員等の旅費に関する条例

宝塚市職員等の旅費に関する条例（昭和 41 年条例第 21 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 204 条第 3 項及び地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 24 条第 5 項の規定に基づき、公務のために旅行する職員等に対して支給する旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 職員 地方自治法第 204 条第 1 項に定める者をいう。
- （2） 出張 職員が公務のため一時その在勤庁（常時勤務する在勤庁のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。
- （3） 遺族 職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。
- （4） 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）第 6 条の 4 第 1 項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であって、市と旅行役務提供契約（旅行者等が市に対して旅行に係る役務を旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次

条第8項において同じ。)を締結したものをいう。

(旅費の支給)

第3条 職員が出張した場合には、当該職員に対し旅費を支給する。

2 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める者に対し、旅費を支給する。

(1) 職員が出張のための旅行中に退職、免職、失職又は休職(以下「退職等」という。)

となった場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。) 当該職員

(2) 職員が出張のための旅行中に死亡した場合 当該職員の遺族

3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法第28条第4項又は第29条第1項の規定により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。

4 職員又は職員以外の者が、市の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。

5 職員が赴任(新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から本市に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため本市から旅行することをいう。)する場合において、市長が必要と認めるときは、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号。第19条において「旅費法」という。)又はこれに基づく命令の規定に準じて市長が定める旅費を支給することができる。

6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)の変更(取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。)を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

7 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他規則で定める事情により概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

8 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約

に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

(旅行命令等)

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に定める区分により旅行命令権者の発する旅行命令等によって行わなければならない。

(1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令

(2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合であって、予算上旅費の支出が可能であるときに限り、旅行命令等を発することができる。

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合であって、前項の規定に該当するときは、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、市長が定める旅行命令票兼請求書に当該旅行に関する事項を記載又は記録し、これを当該旅行者に提示しなければならない。ただし、旅行命令票兼請求書に当該事項を記載又は記録するいとまがない場合は、この限りでない。

5 前項ただし書の規定により旅行命令票兼請求書に記載又は記録をしなかった場合には、速やかに旅行命令票兼請求書に同項に定める事項の記載又は記録をし、これを当該旅行者に提示しなければならない。

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合は、旅行命令等に従わないで旅行した後、速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請したがその

変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の計算)

第6条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして次項に規定する種目及び第9条から第15条までに規定する内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費によって計算する。ただし、公務上の必要、天災その他のやむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、当該事情を考慮した経路及び方法によって計算する。

2 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当とする。

(旅費の請求手続)

第7条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、市長が定める請求書に規則で定める必要な資料を添えてこれを市長に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後、速やかに当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

3 市長は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、速やかに当該過払金を返納させなければならない。

(職員の旅費の級別及び区分)

第8条 職員の旅費における級別及び区分については、別表のとおりとする。

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道、軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる

費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金(別表1級の項に規定する者に限る。)
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(船賃)

第10条 船賃は、船舶(海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金(別表1級の項に規定する者に限る。)
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(航空賃)

第11条 航空賃は、航空機(航空法(昭和27年法律第231号)第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。次項及び次条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(その他の交通費)

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

(宿泊費)

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して規則で定める額（次項及び次条において「宿泊費基準額」という。）を上限として、当該宿泊に要する費用の額とする。

2 旅行中の宿泊に要する費用の額が宿泊費基準額を超える場合であって、宿泊に係る特別な事情があるものとして規則で定める場合は、宿泊費の額は、前項の規定にかかわらず、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費の額並びに当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額を上限として、当該移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用の額とする。

(宿泊手当)

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、一夜当たり2,400円とする。

2 宿泊費又は包括宿泊費が支給される場合であって、次の各号に掲げるときは、宿泊手当の額は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれるとき 前項に規定する額の3分の2の額

(2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれるとき 前項に規定する額の3分の1の額

3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前2項の規定にかかわらず、一夜当たり2,400円とする。ただし、鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費のうちこれらの費用に相当するものを含む。）が支給される場合であって、これらの費用に食費に相当するものが含まれるときは、2,400円の3分の1の額とする。

4 旅行中に自宅（住所又は居所若しくはこれらに相当する場所をいう。）に宿泊する場合には、前3項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

（退職者等の旅費）

第16条 第3条第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行を対象とする。

2 前項の旅費は、出張の例に準じ、退職等となる直前に該当していた別表に規定する級別の者として退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費とする。

（遺族の旅費）

第17条 第3条第2項（第2号に係る部分に限る。）の規定により支給する旅費は、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費とする。

（職員以外の者の旅費）

第18条 第3条第4項の規定により職員以外の者に支給する旅費は、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、旅行命令権者が市長に協議して定める旅費とする。

（外国旅行の旅費）

第19条 外国旅行（本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下この条において同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。）については、旅

費法又はこれに基づく命令の規定の例等を考慮して、市長の定める額の旅費を支給する。

(旅費の調整)

第20条 市長は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 市長は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長が定める旅費を支給することができる。

3 市長は、第1項に規定する場合のほか、特に必要があると認めるときは、旅費を減額して支給することができる。

(旅費の特例)

第21条 市長は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項若しくは第64条又は船員法（昭和22年法律第100号）第47条第1項若しくは第2項の規定に該当する事由がある場合においては、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額を旅費として支給するものとする。

(費用弁償)

第22条 宝塚市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第12号）第25条に規定する会計年度任用職員が出張した場合には、当該会計年度任用職員に対し、職員に対する旅費の支給の例により、費用弁償として旅費を支給する。この場合において、当該会計年度任用職員の旅費における級別については、別表に規定する4級に該当するものとする。

(旅費の支給額の上限)

第23条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費及び包括宿泊費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第6条、第13条及び第14条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのい

ずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の返納)

第24条 市長は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、市長は、前項に規定する返納に代えて、当該市長がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(鉄道賃及び船賃の特例)

2 第9条第1項第5号の特別車両料金及び第10条第1項第4号の特別船室料金については、この条例の規定にかかわらず、当分の間、支給しないものとする。

(経過措置)

3 改正後の宝塚市職員等の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に新条例第2条第2号に規定する旅行命令権者が新条例第3条第6項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前に改正前の宝塚市職員等の旅費に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項に規定する旅行命令権者が旧条例第3条第6項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が旧条例第3条第6項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第2条第2号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

4 新条例第3条第6項及び第7項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第3条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

5 新条例第24条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

(宝塚市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

6 宝塚市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「宝塚市職員等の旅費に関する条例(昭和41年条例第21号)」を「宝塚市職員等の旅費に関する条例(令和7年条例第 号)」に改める。

(宝塚市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

7 宝塚市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第14号)の一部を次のように改正する。

別表上記以外の非常勤職員の項中「宝塚市職員等の旅費に関する条例(昭和41年条例第21号)」を「宝塚市職員等の旅費に関する条例(令和7年条例第 号)」に改める。

(宝塚市消防団条例の一部改正)

8 宝塚市消防団条例(昭和44年条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表第3中宝塚市職員等の旅費に関する条例(昭和41年条例第21号)」を「宝塚市職員等の旅費に関する条例(令和7年条例第 号)」に改める。

別表(第8条関係)

級別	区分
1級	市長、副市長、教育長、上下水道事業管理者及び病院事業管理者
2級	行政職給料表級別標準職務表6級以上、消防職給料表級別標準職務表6級、医療職給料表(一)級別標準職務表3級以上及び医療職給料表(二)級別標準職務表5級以上の職務にある者並びにこれらに相当する者
3級	行政職給料表級別標準職務表5級、4級及び3級、消防職給料表級別標準職務表5級、4級及び3級、医療職給料表(一)級別標準職務表2級のうち主

	任医長及び医長並びに医療職給料表（二）級別標準職務表 4 級及び 3 級の職務にある者並びにこれらに相当する者
4 級	行政職給料表級別標準職務表 2 級以下、消防職給料表級別標準職務表 2 級以下、医療職給料表（一）級別標準職務表 1 級及び医療職給料表（二）級別標準職務表 2 級以下の職務にある者並びにこれらに相当する者

備考 区分の欄に規定する各職務表及び級は、宝塚市一般職の職員の給与に関する条例別表第 2 に規定する表及び職務の級をいう。

議案第 27 号

宝塚市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例及び宝塚市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例及び宝塚市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年（2025 年）2 月 25 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例及び宝塚市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

（宝塚市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例の一部改正）

第 1 条 宝塚市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例（平成 27 年条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「第 140 条の 66 第 1 号ロ(2)」を「第 140 条の 66 第 1 号イ」に改める。

第 4 条第 1 項中「員数」の次に「（地域包括支援センター運営協議会が第 1 号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）」を加え、同条第 2 項表以外の部分中「前項」を「第 1 項」に改め、同項の表おおむね 1, 000 人未満の項及びおおむね 1, 000 人以上

2, 000人未満の項中「前項各号」を「第1項各号」に改め、同表おおむね2, 000人以上3, 000人未満の項中「前項第1号」を「第1項第1号」に、「前項第2号又は第3号」を「同項第2号又は第3号」に改め、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3, 000人以上6, 000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

(宝塚市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 宝塚市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成27年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第13条第1号中「第140条の66第1号ロ(2)」を「第140条の66第1号イ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 28 号

宝塚市立健康センター条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市立健康センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年（2025 年）2 月 25 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市立健康センター条例の一部を改正する条例
宝塚市立健康センター条例（昭和 62 年条例第 18 号）の一部を次のように改正する。
別表第 1 健康増進法等に基づく検診の部前立腺がん検診の項を削る。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 29 号

宝塚市私立学校助成条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市私立学校助成条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年（2025 年）2 月 25 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市私立学校助成条例の一部を改正する条例

宝塚市私立学校助成条例（昭和 42 年条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 59 条」を「第 132 条」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 30 号

宝塚市学校給食の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市学校給食の実施に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年（2025 年）2 月 25 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市学校給食の実施に関する条例の一部を改正する条例

宝塚市学校給食の実施に関する条例（平成 28 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の 1 項を加える。

（学校給食費の特例）

- 2 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間、第 3 条第 2 項の規定の適用については、同項第 1 号中「270 円」とあるのは「230 円」と、同項第 2 号中「315 円」とあるのは「270 円」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の附則第 2 項の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後に実施する学校給食に係る学校給食費について適用する。

議案第 3 1 号

宝塚市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年（2025 年）2 月 25 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

宝塚市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成 25 年条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 6 号中「第 21 条第 2 項第 1 号」を「第 22 条第 2 項第 1 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

議案第 3 2 号

宝塚市開発、都市計画等事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市開発、都市計画等事務手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年（2025 年）2 月 2 5 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市開発、都市計画等事務手数料条例の一部を改正する条例

宝塚市開発、都市計画等事務手数料条例（平成 2 2 年条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項を次のように改める。

市長は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 3 6 年法律第 1 9 1 号。別表第 1 において「盛土規制法」という。）の規定に基づく事務について、1 件につき別表第 1 に定める手数料をその申請する者から徴収する。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の 1 項を加える。

（手数料の特例）

2 令和 7 年 4 月 1 日前に宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 5 5 号。以下この項において「改正法」という。）による改正前の宅地造成等規制法（昭和 3 6 年法律第 1 9 1 号。以下この項において「旧法」という。）第 8 条第 1 項本文の許可を受けた者（改正法附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第 8 条第 1 項本文の許可を受けた者を含む。）に係る改正法附則第 2 条第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第 1 2 条第 1 項の規定に基づく宅地造成に関する工事の計画の変更の許可の申請に対する審査の事務について、1 件につき次の表に定める手数料をその申請する者から徴収する。

事務の区分	金額
計画の変更に係る盛土又は切土をする土地の面積が	12,000 円

500 平方メートル以内のもの	
計画の変更に係る盛土又は切土をする土地の面積が 500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内の もの	21,000 円
計画の変更に係る盛土又は切土をする土地の面積が 1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内 のもの	31,000 円
計画の変更に係る盛土又は切土をする土地の面積が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内 のもの	47,000 円
計画の変更に係る盛土又は切土をする土地の面積が 5,000 平方メートルを超え 1 万平方メートル以内の もの	67,000 円
計画の変更に係る盛土又は切土をする土地の面積が 1 万平方メートルを超え 2 万平方メートル以内のも の	110,000 円
計画の変更に係る盛土又は切土をする土地の面積が 2 万平方メートルを超え 4 万平方メートル以内のも の	170,000 円
計画の変更に係る盛土又は切土をする土地の面積が 4 万平方メートルを超え 7 万平方メートル以内のも の	250,000 円
計画の変更に係る盛土又は切土をする土地の面積が 7 万平方メートルを超え 10 万平方メートル以内のも の	340,000 円
計画の変更に係る盛土又は切土をする土地の面積が 10 万平方メートルを超えるもの	420,000 円
盛土又は切土に関する計画の変更以外の計画の変更 に係るもの	10,000 円

別表第 1 を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

名称	事務の区分		金額
(1) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請手数料	盛土規制法第12条第1項の規定に基づく宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可の申請に対する審査	盛土又は切土をする土地の面積が500平方メートル以内のもの	13,000円
		盛土又は切土をする土地の面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	24,000円
		盛土又は切土をする土地の面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	36,000円
		盛土又は切土をする土地の面積が2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	54,000円
		盛土又は切土をする土地の面積が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	66,000円
		盛土又は切土をする土地の面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	90,000円
		盛土又は切土をする土地の面積が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの	144,000円
		盛土又は切土をする土地の面積が2万平方メートルを超え4万平方メートル以内のもの	218,000円
		盛土又は切土をする土地の面積が4万平方メートルを超え7万平方メートル以内のもの	346,000円

		盛土又は切土をする土地の面積が7万平方メートルを超え10万平方メートル以内のもの	488,000円
		盛土又は切土をする土地の面積が10万平方メートルを超えるもの	630,000円
(2) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請手数料	盛土規制法第16条第1項の規定に基づく宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更の許可の申請に対する審査	計画の変更に係る盛土又は切土をする土地の面積が500平方メートル以内のもの	13,000円
		計画の変更に係る盛土又は切土をする土地の面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	24,000円
		計画の変更に係る盛土又は切土をする土地の面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	36,000円
		計画の変更に係る盛土又は切土をする土地の面積が2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	54,000円
		計画の変更に係る盛土又は切土をする土地の面積が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	66,000円
		計画の変更に係る盛土又は切土をする土地の面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	90,000円

		計画の変更に係る盛土又は切土をする土地の面積が 1 万平方メートルを超え 2 万平方メートル以内のもの	144,000 円
		計画の変更に係る盛土又は切土をする土地の面積が 2 万平方メートルを超え 4 万平方メートル以内のもの	218,000 円
		計画の変更に係る盛土又は切土をする土地の面積が 4 万平方メートルを超え 7 万平方メートル以内のもの	346,000 円
		計画の変更に係る盛土又は切土をする土地の面積が 7 万平方メートルを超え 10 万平方メートル以内のもの	488,000 円
		計画の変更に係る盛土又は切土をする土地の面積が 10 万平方メートルを超えるもの	630,000 円
		盛土又は切土に関する計画の変更以外の計画の変更に係るもの	10,000 円
(3) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事中間検査申請手数料	盛土規制法第 18 条第 1 項の規定に基づく宅地造成又は特定盛土等に関する工事中間検査	盛土又は切土をする土地の面積が 3,000 平方メートル以内のもの	3,000 円
		盛土又は切土をする土地の面積が 3,000 平方メートルを超え 2 万平方メートル以内のもの	6,000 円
		盛土又は切土をする土地の面積が 2 万平方メートルを超え 4 万	12,000 円

		平方メートル以内のもの	
		盛土又は切土をする土地の面積が 4 万平方メートルを超え 7 万平方メートル以内のもの	24,000 円
		盛土又は切土をする土地の面積が 7 万平方メートルを超え 10 万平方メートル以内のもの	42,000 円
		盛土又は切土をする土地の面積が 10 万平方メートルを超えるもの	60,000 円
(4) 土石の堆積に関する工事の許可申請手数料	盛土規制法第 12 条第 1 項の規定に基づく土石の堆積に関する工事の許可の申請に対する審査	土石の堆積をする土地の面積が 500 平方メートル以内のもの	11,000 円
		土石の堆積をする土地の面積が 500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの	13,000 円
		土石の堆積をする土地の面積が 1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	16,000 円
		土石の堆積をする土地の面積が 2,000 平方メートルを超え 3,000 平方メートル以内のもの	19,000 円
		土石の堆積をする土地の面積が 3,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	28,000 円
		土石の堆積をする土地の面積が 5,000 平方メートルを超え 1 万平方メートル以内のもの	31,000 円
		土石の堆積をする土地の面積が 1 万平方メートルを超え 2 万平	38,000 円

		方メートル以内のもの	
		土石の堆積をする土地の面積が 2 万平方メートルを超え 4 万平方メートル以内のもの	52,000 円
		土石の堆積をする土地の面積が 4 万平方メートルを超え 7 万平方メートル以内のもの	72,000 円
		土石の堆積をする土地の面積が 7 万平方メートルを超え 10 万平方メートル以内のもの	100,000 円
		土石の堆積をする土地の面積が 10 万平方メートルを超えるもの	130,000 円
(5) 土石の堆積に関する工事の変更許可申請手数料	盛土規制法第 16 条第 1 項の規定に基づく土石の堆積に関する工事の計画の変更の許可の申請に対する審査	計画の変更に係る土石の堆積をする土地の面積が 500 平方メートル以内のもの	11,000 円
		計画の変更に係る土石の堆積をする土地の面積が 500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの	13,000 円
		計画の変更に係る土石の堆積をする土地の面積が 1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	16,000 円
		計画の変更に係る土石の堆積をする土地の面積が 2,000 平方メートルを超え 3,000 平方メートル以内のもの	19,000 円
		計画の変更に係る土石の堆積をする土地の面積が 3,000 平方メ	28,000 円

		一トルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	
		計画の変更に係る土石の堆積をする土地の面積が 5,000 平方メートルを超え 1 万平方メートル以内のもの	31,000 円
		計画の変更に係る土石の堆積をする土地の面積が 1 万平方メートルを超え 2 万平方メートル以内のもの	38,000 円
		計画の変更に係る土石の堆積をする土地の面積が 2 万平方メートルを超え 4 万平方メートル以内のもの	52,000 円
		計画の変更に係る土石の堆積をする土地の面積が 4 万平方メートルを超え 7 万平方メートル以内のもの	72,000 円
		計画の変更に係る土石の堆積をする土地の面積が 7 万平方メートルを超え 10 万平方メートル以内のもの	100,000 円
		計画の変更に係る土石の堆積をする土地の面積が 10 万平方メートルを超えるもの	130,000 円
		土石の堆積に関する計画の変更以外の計画の変更に係るもの	10,000 円
(6) 宅地造成等工事許	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号)第88条の規定に基づく証		4,600 円

可不要証明 書交付申請 手数料	明書の交付	
-----------------------	-------	--

別表第5(1)の項中「宅地造成工事」を「宅地造成等工事」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 33 号

宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年（2025 年）2 月 25 日提出

宝塚市長 山崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例

宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例（平成 22 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項中「別表第 3」を「別表第 1 及び別表第 3」に改め、同条第 5 項中「別表第 4」を「別表第 1 及び別表第 4」に改める。

別表第 1（1）の部中

「

床面積の合計が 100 平方メートルを超え 200 平方メートル以内のもの	31,000 円
床面積の合計が 200 平方メートルを超え 500 平方メートル以内のもの	43,000 円
床面積の合計が 500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの	68,000 円

」

を

「

床面積の合計が 100 平方メートルを超え 200 平方メートル以内のもの	53,000 円
床面積の合計が 200 平方メートルを超え 300 平方メートル以内のもの	57,000 円
床面積の合計が 300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの	68,000 円

」

に改め、同表（5）の部中

「

床面積の合計が 100 平方メートルを超え 200 平方メートル以内のもの	22,000 円
床面積の合計が 200 平方メートルを超え 500 平方メートル以内のもの	30,000 円

床面積の合計が 500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの	47,000 円
---	----------

を

床面積の合計が 100 平方メートルを超え 200 平方メートル以内のもの	25,000 円
床面積の合計が 200 平方メートルを超え 300 平方メートル以内のもの	34,000 円
床面積の合計が 300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの	47,000 円

に改め、同表(8)の部中

床面積の合計が 100 平方メートルを超え 200 平方メートル以内のもの	21,000 円
床面積の合計が 200 平方メートルを超え 500 平方メートル以内のもの	29,000 円
床面積の合計が 500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの	45,000 円

を

床面積の合計が 100 平方メートルを超え 200 平方メートル以内のもの	24,000 円
床面積の合計が 200 平方メートルを超え 300 平方メートル以内のもの	33,000 円
床面積の合計が 300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの	45,000 円

に改め、同表(10)の部中

中間検査を行う部分の床面積の合計が 100 平方メートルを超え 200 平方メートル以内のもの	19,000 円
中間検査を行う部分の床面積の合計が 200 平方メートルを超え 500 平方メートル以内のもの	25,000 円
中間検査を行う部分の床面積の合計が 500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの	40,000 円

を

「

中間検査を行う部分の床面積の合計が 100 平方メートルを超え 200 平方メートル以内のもの	20,000 円
中間検査を行う部分の床面積の合計が 200 平方メートルを超え 300 平方メートル以内のもの	27,000 円
中間検査を行う部分の床面積の合計が 300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの	40,000 円

」

に改め、同表(26)の部中

「

建基法第 5 5 条第 2 項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査

」

を

「

建基法第 5 5 条第 2 項又は地域再生法（平成 1 7 年法律第 2 4 号）第 1 7 条の 4 4 の規定により読み替えて適用する建基法第 5 5 条 4 項第 2 号の規定に基づく建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査

」

に改め、同表備考中第 8 項を第 9 項とし、同表備考第 7 項中「非住宅部分」を「建築物省エネ法第 1 1 条第 1 項又は第 1 2 条第 2 項の規定が適用される建築物（建築物省エネ法第 1 1 条第 1 項ただし書又は第 1 2 条第 2 項ただし書に規定する特定建築行為に係る建築物である場合を含む。）」に、「備考 6」を「備考 7」に、「床面積の区分」を「建築物の区分」に改め、同項を同表備考第 8 項とし、同表備考第 6 項中「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 1 1 条第 1 項の非住宅部分（以下この表において「非住宅部分」という。）」を「建築物省エネ法第 1 1 条第 1 項又は第 1 2 条第 2 項の規定が適用される建築物（建築物省エネ法第 1 1 条第 1 項ただし書又は第 1 2 条第 2 項ただし書に規定する特定建築行為に係る建築物である場合を含む。）」に、「床面積の区分」を「建築物の区分」に改め、同項の表を次のように改める。

建築物の区分		金額
一戸建ての住宅の場合		4,500円
一戸建ての住宅以外の住宅の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	9,000円
	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	19,000円
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	43,000円
	床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	78,000円
	床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	125,000円
	床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	189,000円
	床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	286,000円
非住宅建築物(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この表、別表第3及び別表第4において「基準省令」という)第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物をいう。)の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	9,000円
	床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	17,000円
	床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	28,000円
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	85,000円
	床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	134,000円
	床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	169,000円
	床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	211,000円

		ル以上5万平方メートル未満のもの	
		床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	296,000円
複合建築物（基準省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物をいう。）の場合	住宅部分（基準省令第1条第2項に規定する住宅部分をいう。）	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	9,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	19,000円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	43,000円
		床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	78,000円
		床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	125,000円
		床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	189,000円
		床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	286,000円
		非住宅部分（基準省令第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。）	床面積の合計が300平方メートル未満のもの
	床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	17,000円	
	床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	28,000円	
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	85,000円	
	床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	134,000円	
	床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	169,000円	

	床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	211,000円
	床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	296,000円

別表第1備考第6項を同表備考第7項とし、同表備考第5項の次に次の1項を加える。

- 6 建築物に関する確認の申請又は計画の通知に係る建築物の計画が建築物省エネ法第11条第1項ただし書又は第12条第2項ただし書に規定する特定建築行為（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。別表第4において「施行規則」という。）第2条第1項第2号又は第3号に掲げる建築行為を除く。）に係る建築物（低炭素化促進法第10条第9項若しくは第54条第8項又は建築物省エネ法第18条第2項若しくは第30条第8項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなされる建築物を除く。）であって、建築物省エネ法第11条第1項又は第12条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けないもの（以下この表において「仕様基準適用住宅」という。）に該当する場合における建築物に関する確認申請又は計画通知手数料の金額は、次の表の建築物の区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に定める金額を加算した金額とする。

建築物の区分		金額
一棟の建築物からなる一戸の住宅(以下この表及び備考7において「一戸建ての住宅」という)の場合	仕様基準適用住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	19,000円
	仕様基準適用住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	21,000円
一戸建ての住宅以外の住宅の場合	仕様基準適用住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	34,000円
	仕様基準適用住宅の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	62,000円
	仕様基準適用住宅の床面積の合計が2,000平方	119,000円

	メートル以上5,000平方メートル未満のもの	
	仕様基準適用住宅の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	170,000円
	仕様基準適用住宅の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	308,000円
	仕様基準適用住宅の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	500,000円
	仕様基準適用住宅の床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの	881,000円

別表第3(1)の部中

「

一戸建ての住宅	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	40,000円
	床面積の合計が200平方メートル以上のもの	45,000円

」

を

「

一戸建ての住宅	誘導仕様基準により算出する場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	21,000円
		床面積の合計が200平方メートル以上のもの	23,000円
	誘導仕様・計算併用法により算出する場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	29,000円
		床面積の合計が200平方メートル以上のもの	32,000円
	その他の場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	40,000円
		床面積の合計が200平方メートル以上のもの	45,000円

」

に、

「

誘導仕様基準により算出する場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	38,000円
	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メ	66,000円

	一トール未満のもの	
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	125,000円
	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	178,000円
	床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	322,000円
	床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	520,000円
	床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	915,000円
その他の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	77,000円
	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	130,000円
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	228,000円
	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	318,000円
	床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	617,000円
	床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,065,000円
	床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,958,000円

」

を

「

全ての住戸について誘導仕様基準により算出する場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	38,000円
	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,000円
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方	125,000円

	メートル未満のもの	
	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	178,000円
	床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	322,000円
	床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	520,000円
	床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	915,000円
全ての住戸について誘導仕様・計算併用法により算出する場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	54,000円
	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	92,000円
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	166,000円
	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	232,000円
	床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	439,000円
	床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	740,000円
	床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,342,000円
その他の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	77,000円
	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	130,000円
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	228,000円
	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	318,000円
	床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	617,000円

	床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,065,000円
	床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,958,000円

に改め、同表備考第8項中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下別表第4において「基準省令」という。)」を「基準省令」に改め、同表備考中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 この表において「誘導仕様・計算併用法」とは、基準省令10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準をいう。

別表第4を次のように改める。

別表第4(第2条関係) 別紙添付

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による確認済証の交付を受けた者であって、当該確認済証による建築物の工事に着手しているものに係る確認申請手数料、完了検査申請手数料、中間検査申請手数料、計画通知手数料、工事完了通知手数料及び特定工程工事終了通知手数料の規定の適用については、改正後の宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別紙

別表第4 (第2条関係)

名称	事務の区分			金額	
(1) 建築物エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定申請手数料	確保計画の判定の申請に対する審査	他の計画記載建築物の場合	一戸建ての住宅	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	6,600円
				床面積の合計が200平方メートル以上のもの	7,100円
			共同住宅等	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円
				床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	26,000円
				床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	63,000円
				床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	97,000円
				床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	156,000円
				床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	220,000円
				床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	347,000円
				非住宅建築物	床面積の合計が300平方メートル未満のもの
			床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの		22,000円
			床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		35,000円
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		103,000円
			床面積の合計が5,000平方メ		151,000円

		一トール以上1万平方メートル未満のもの	
		床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	198,000円
		床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	239,000円
		床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	352,000円
複 合 建 築 物	住 宅 部 分	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	26,000円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	63,000円
		床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	97,000円
		床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	156,000円
		床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	220,000円
		床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	347,000円
	非 住 宅 部 分	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	22,000円
		床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	35,000円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの	103,000円

			一トール以上5,000平方メートル未満のもの	
			床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	151,000円
			床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	198,000円
			床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	239,000円
			床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	352,000円
その他 の場合	一戸建て の住宅	仕様基準 による場 合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	19,000円
			床面積の合計が200平方メートル以上のもの	21,000円
		仕様・計算 併用法に よる場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	27,000円
			床面積の合計が200平方メートル以上のもの	30,000円
		その他の 場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	35,000円
			床面積の合計が200平方メートル以上のもの	39,000円
	共同住宅 等	全ての住 戸が仕様 基準によ る場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	34,000円
			床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	62,000円
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	119,000円
			床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	170,000円
床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル			308,000円	

	ル未満のもの	
	床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	500,000円
	床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	881,000円
全ての住戸が仕様・計算併用法による場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	52,000円
	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	90,000円
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	164,000円
	床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	230,000円
	床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	437,000円
	床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	738,000円
	床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	1,340,000円
	その他の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの
床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		118,000円
床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		209,000円
床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの		291,000円
床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの		566,000円

			ル未満のもの		
			床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	977,000円	
			床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	1,798,000円	
非住宅建築物	工場等	モデル建物法による場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	22,000円	
			床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	32,000円	
			床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	46,000円	
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	118,000円	
			床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	168,000円	
			床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	216,000円	
			床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	260,000円	
			床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	379,000円	
			その他の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	26,000円
				床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	37,000円
	床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	51,000円			
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	125,000円			

		ル未満のもの	
		床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	175,000円
		床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	224,000円
		床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	270,000円
		床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	390,000円
工場等を除く	モデル建物法による場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	93,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	119,000円
		床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	158,000円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	264,000円
		床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	339,000円
		床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	415,000円
		床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	482,000円
		床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	644,000円
		その他の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの
	床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル		300,000円

			未満のもの	
			床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	388,000円
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	563,000円
			床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	689,000円
			床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	823,000円
			床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	935,000円
			床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	1,187,000円
複合 建築 物	住宅 部分	全ての住 戸が仕様 基準によ る場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	34,000円
			床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	62,000円
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	119,000円
			床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	170,000円
			床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	308,000円
			床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	500,000円
			床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	881,000円
			全ての住	床面積の合計が300平方メー

	戸が仕様・ 計算併用 法による 場合	トル未満のもの		
		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	90,000円	
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	164,000円	
		床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	230,000円	
		床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	437,000円	
		床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	738,000円	
		床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	1,340,000円	
		その他の 場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	69,000円
	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	118,000円		
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	209,000円		
	床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	291,000円		
	床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	566,000円		
	床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	977,000円		
	床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	1,798,000円		
	非住	工場	モデ	床面積の合計が300平方メー

宅部分	建築物法による場合	トル未満のもの	
		床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	32,000円
		床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	46,000円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	118,000円
		床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	168,000円
		床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	216,000円
		床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	260,000円
		床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	379,000円
	その他の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	26,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	37,000円
		床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	51,000円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	125,000円
		床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	175,000円
		床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	224,000円

		床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	270,000円		
		床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	390,000円		
工場等を除く	モデル建物による場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	93,000円		
		床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	119,000円		
		床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	158,000円		
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	264,000円		
		床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	339,000円		
		床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	415,000円		
		床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	482,000円		
		床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	644,000円		
		その他の場合		床面積の合計が300平方メートル未満のもの	238,000円
				床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	300,000円
床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	388,000円				
床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	563,000円				

						床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	689,000円	
						床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	823,000円	
						床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	935,000円	
						床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	1,187,000円	
(2)	建築物 変更後の 建築物エ ネルギー 消費性能 確保計画 に係る適 合性判定 申請手 料	他の計 画記載 建築物 の場合	確保計画に係る建築物の変更しようとする部分(以下この部において「変更部分」という。)の床面積(算出方法の変更を伴う場合にあっては、変更後の算出方法で評価する建築物の床面積を含む。以下この部、(3)の部、(5)の部及び(6)の部において同じ。)に応じ、(1)の部に定める金額に相当する額					
		その他 の場合	変更部分の床面積に応じ、(1)の部に定める金額に相当する額					
(3)	施行規 則第13 条の規 定に基 づく確 保計画 の変更 が軽微 な変更	他の計 画記載 建築物 の場合	確保計画に係る建築物の変更した部分(以下この部において「変更部分」という。)の床面積に応じ、(1)の部に定める金額に相当する額					
		その他 の場合	変更部分の床面積に応じ、(1)の部に定める金額に相当する額					

軽微な変更が該当する旨の証明申請手数料	に該当している旨の証明申請に対する審査					
(4)建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	性能向上計画の認定申請に対する審査	別に市長が定める機	一戸建ての住宅	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	6,900円	
				床面積の合計が200平方メートル以上のもの	7,400円	
		共同住宅等	別に市長が定める機 関により作成された建築物 省エネ法第30条第1項第1号に規定する基準に適合する性能向上計画であると認める旨の書類が添付されている場合又は別に市長が定める書類が添付されている	共同住宅等	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円
					床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	28,000円
				床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,000円	
				床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	103,000円	
				床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	165,000円	
				床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	234,000円	
				床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	368,000円	
		非住宅建築物	別に市長が定める機 関により作成された建築物 省エネ法第30条第1項第1号に規定する基準に適合する性能向上計画であると認める旨の書類が添付されている場合又は別に市長が定める書類が添付されている	非住宅建築物	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円
					床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	22,000円
					床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	35,000円

場合		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	103,000円	
		床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	151,000円	
		床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	198,000円	
		床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	239,000円	
		床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	352,000円	
	複合建築物	住宅部分	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円
			床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	28,000円
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,000円
			床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	103,000円
			床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	165,000円
			床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	234,000円
			床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	368,000円
		非住宅部分	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円
床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	22,000円			

			床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	35,000円
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	103,000円
			床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	151,000円
			床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	198,000円
			床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	239,000円
			床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	352,000円
その他 の場合	一戸建ての住宅	誘導仕様基準による 場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	20,000円
			床面積の合計が200平方メートル以上のもの	22,000円
		誘導仕様・計算併用 法による 場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	27,000円
			床面積の合計が200平方メートル以上のもの	30,000円
		その他の 場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	37,000円
			床面積の合計が200平方メートル以上のもの	42,000円
	共同住宅等	全ての住戸が誘導仕	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	37,000円

様基準 による 場合	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,000円
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	126,000円
	床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	181,000円
	床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	328,000円
	床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	533,000円
	床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	940,000円
全ての 住戸が 誘導仕 様・計 算併用 法によ る場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	52,000円
	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	90,000円
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	164,000円
	床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	230,000円

		床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	437,000円
		床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	738,000円
		床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	1,340,000円
	その他の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	74,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	126,000円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	222,000円
		床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	310,000円
		床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	604,000円
		床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	1,045,000円
		床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	1,923,000円
非住宅建築物		モデル	床面積の合計が300

建物法 による 場合	平方メートル未満のもの	
	床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	119,000円
	床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	158,000円
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	264,000円
	床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	339,000円
	床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	415,000円
	床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	482,000円
	床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	644,000円
	その他 の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの
床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの		300,000円
床面積の合計が1,000平方メートル		388,000円

			以上2,000平方メートル未満のもの	
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	563,000円
			床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	689,000円
			床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	823,000円
			床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	935,000円
			床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	1,187,000円
複合建築物	住宅部分	全ての住戸が誘導仕様基準による場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	37,000円
			床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,000円
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	126,000円
			床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	181,000円
			床面積の合計が1万平方メートル以上2	328,000円

	万5,000平方メートル未満のもの	
	床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	533,000円
	床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	940,000円
全ての住戸が誘導仕様・計算併用法による場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	52,000円
	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	90,000円
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	164,000円
	床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	230,000円
	床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	437,000円
	床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	738,000円
	床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	1,340,000円
	その他の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの

		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	126,000円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	222,000円
		床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	310,000円
		床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	604,000円
		床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	1,045,000円
		床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	1,923,000円
非住宅部分	モデル建物法による場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	93,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	119,000円
		床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	158,000円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	264,000円

	床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	339,000円
	床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	415,000円
	床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	482,000円
	床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	644,000円
その他の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	238,000円
	床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	300,000円
	床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	388,000円
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	563,000円
	床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	689,000円
	床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	823,000円

					床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	935,000円
					床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	1,187,000円
(5) 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	建築物省エネ法第31条第1項の規定に基づく性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査					性能向上計画に係る建築物の変更しようとする部分の床面積に応じ、(4)の部に定める金額に相当する額
(6) 建築物エネルギー消費性能向上計画軽微変更該当証明申請手数料	施行規則第28条の規定に基づく性能向上計画の変更が軽微な変更該当している旨の証明の申請に対する審査					性能向上計画に係る建築物の変更した部分の床面積に応じ、(4)の部に定める金額に相当する額

備考

- 1 この表において「確保計画」とは、建築物省エネ法第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。
- 2 この表において「認定計画」とは、建築物省エネ法第32条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。
- 3 この表において「算出方法」とは、認定計画に記載された建築物省エネ法第29条第3項に規定する他の建築物について当該認定計画における建築物省エネ法第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能を算出する方法をいう。
- 4 この表において「他の計画記載建築物の場合」とは、算出方法と同一の方法によりエネルギー消費性能を算出する場合をいう。
- 5 この表において「一戸建ての住宅」とは、一棟の建築物からなる一戸の住宅をいう。
- 6 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。
- 7 この表において「非住宅建築物」とは、基準省令第1条第1項第1号の非住宅建築物をいう。
- 8 この表において「複合建築物」とは、基準省令第1条第1項第1号の複合建築物をいう。
- 9 この表において「住宅部分」とは、基準省令第1条第2項の住宅部分をいう。
- 10 この表において「非住宅部分」とは、基準省令第1条第1項第1号の非住宅部分をいう。
- 11 この表において「仕様基準」とは、基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準をいう。
- 12 この表において「仕様・計算併用法」とは、基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準をいう。
- 13 この表において「工場等」とは、非住宅部分の全部を基準省令第10条第1号に規定する工場等の用途に供する建築物をいう。
- 14 この表において「モデル建物法」とは、(1)、(2)及び(3)の部においては基準省令第1条第1項第1号ロ、(4)の部においては基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)(工場等の用途に供する場合にあっては、同号ロ(2))に規定する基準をいう。
- 15 この表において「性能向上計画」とは、建築物省エネ法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。
- 16 この表において「誘導仕様基準」とは、基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準をいう。
- 17 この表において「誘導仕様・計算併用法」とは、基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準をいう。
- 18 複合建築物に係る建築物エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、この表に定める当該申請に係る複合建築物の各部分の金額を合算した金額とする。

- 19 建築物省エネ法第29条第1項の規定に基づく認定の申請又は建築物省エネ法第31条第1項の規定に基づく変更の認定の申請に係る性能向上計画に建築物省エネ法第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、当該性能向上計画に記載された建築物ごとに(4)の部又は(5)の部に定める区分に応じて算出した金額の合計額とする。
- 20 性能向上計画の認定の申請に建築物省エネ法第30条第2項の規定による申出が含まれる場合又は性能向上計画の変更の認定の申請に建築物省エネ法第31条第2項において準用する建築物省エネ法第30条第2項の規定による申出が含まれる場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、別表第1(1)の部に掲げる建築物に関する確認申請又は計画通知手数料の金額に相当する額を加算した額とする。

議案第 34 号

宝塚市都市景観条例及び宝塚市開発事業における協働のまちづくりの推進に
関する条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市都市景観条例及び宝塚市開発事業における協働のまちづくりの推進に関する条例
の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年（2025 年）2 月 25 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市都市景観条例及び宝塚市開発事業における協働のまちづくりの推進に
関する条例の一部を改正する条例

（宝塚市都市景観条例の一部改正）

第 1 条 宝塚市都市景観条例（平成 24 年条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条第 1 項第 7 号を次のように改める。

- （7）土地の形質の変更のうち、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 10 条の規定により指定された宅地造成等工事規制区域における同法第 2 条第 2 号に規定する宅地造成又は同条第 3 号に規定する特定盛土等（土地の形質の変更により同条第 1 号に規定する宅地にするものに限る。）で、土地の区域の面積が 500 平方メートル以上のもの

（宝塚市開発事業における協働のまちづくりの推進に関する条例の一部改正）

第 2 条 宝塚市開発事業における協働のまちづくりの推進に関する条例（平成 17 年条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 55 号）による改正前の宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号。以下「旧宅地造成等規制法」という。）」を「宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号。以下「盛土規制法」という。）に改め、同条第 2 号イを次のように改める。

- イ 盛土規制法第 10 条の規定により指定された宅地造成等工事規制区域における盛土規制法第 2 条第 2 号に規定する宅地造成又は同条第 3 号に規定する特定盛土等（土地の形質の変更により同条第 1 号に規定する宅地にするものに限る。）

第 21 条第 3 項中「宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第 2 条第 1 項の規定

によりなお従前の例によることとされた旧宅地造成等規制法第 8 条第 1 項」を「盛土規制法第 1 2 条第 1 項」に、「同法第 1 1 条」を「盛土規制法第 1 5 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 35 号

宝塚市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年（2025 年）2 月 25 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

宝塚市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和 39 年条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

30 年以上
979,000
909,000
849,000
809,000
734,000
689,000

」

を

「

30 年以上 35 年未満	35 年以上
979,000	1,079,000
909,000	1,009,000
849,000	949,000

809,000	909,000
734,000	834,000
689,000	789,000

」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

議案第36号

工事請負契約（宝塚市新ごみ処理施設等整備・運営事業 整備工事）の変更
について

工事請負契約（宝塚市新ごみ処理施設等整備・運営事業 整備工事、令和4年10月7日議案第104号で議決）の一部を次のとおり変更しようとするので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年（2025年）2月25日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

- 「1 契約の目的 宝塚市新ごみ処理施設等整備・運営事業 整備工事
2 契約の方法 総合評価一般競争入札
3 契約の金額 ￥46,318,800,000.-
4 契約の相手方 川重・新明和・青木あすなろ・高松建設特定建設工事共同企業体

構成員

大阪市北区曾根崎2丁目12番7号 清和梅田ビル

川崎重工業株式会社関西支社

支社長 田 坂 秀 樹

構成員

東京都台東区上野7丁目12番14号

新明和工業株式会社

副本部長 飯 島 二 郎

構成員

神戸市中央区三宮町1丁目4番8号

青木あすなろ・高松建設特定工事共同企業体

青木あすなろ建設株式会社神戸支店 支店長 室 谷 英 克

5 工事場所 宝塚市小浜1丁目地内

6 工事概要

(1) 仮設リサイクル処理場整備

処理能力：39.9t／5h

(2) エネルギー回収推進施設整備

ア ストーカ式焼却炉

処理能力：210 t / 24 h (105 t / 24 h × 2 炉)

連続最大出力：4,740 kW

非常用発電機容量：1,500 kVA (自立起動可能)

イ 可燃粗大ごみ処理設備 (破砕機)

処理能力：7.1 t / 5 h

(3) し尿処理施設 (固液分離希釈下水放流方式) 整備

処理能力：13 kℓ / 24 h

(4) マテリアルリサイクル推進施設整備

処理能力：31.5 t / 5 h

(5) その他施設の整備

(6) 既存施設の解体

(7) 上記整備及び解体に伴うプラント・建築・電気設備・機械設備工事一式 』

中

「3 契約の金額 ￥46,318,800,000.- 』

を

「3 契約の金額 ￥50,540,452,889.- 』

に変更する。

議案第 39 号

宝塚市公平委員会の委員選任につき同意を求めることについて

宝塚市公平委員会の委員 3 人のうち 1 人の任期が、令和 7 年 4 月 6 日をもって満了するため、次の者を委員に選任したいので、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年（2025 年）2 月 25 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市公平委員会の委員に選任しようとする者

住 所



氏 名 坂 井 希千与

※個人情報等の保護のため一部マスキングしています。

議案第40号

宝塚市固定資産評価審査委員会の委員選任につき同意を求めることについて

宝塚市固定資産評価審査委員会の委員3人のうち1人の任期が、令和7年3月31日をもって満了するため、次の者を委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和7年（2025年）2月25日提出

宝塚市長 山崎晴恵

宝塚市固定資産評価審査委員会の委員に選任しようとする者

住 所



氏 名 模 泰 吉

※個人情報等の保護のため一部マスキングしています。

議案第41号

宝塚市固定資産評価審査委員会の委員選任につき同意を求めることについて

宝塚市固定資産評価審査委員会の委員3人のうち1人の任期が、令和7年3月31日をもって満了するため、次の者を委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和7年（2025年）2月25日提出

宝塚市長 山崎晴恵

宝塚市固定資産評価審査委員会の委員に選任しようとする者

住 所



氏 名 萩 正 博

※個人情報等の保護のため一部マスキングしています。

議案第 4 2 号

宝塚市固定資産評価審査委員会の委員選任につき同意を求めることについて

宝塚市固定資産評価審査委員会の委員 3 人のうち 1 人の任期が、令和 7 年 3 月 3 1 日をもって満了するため、次の者を委員に選任したいので、地方税法第 4 2 3 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年（2 0 2 5 年）2 月 2 5 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市固定資産評価審査委員会の委員に選任しようとする者

住 所



氏 名 足 立 英 基

※個人情報等の保護のため一部マスキングしています。

諮問第1号

人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて

宝塚市の区域の人権擁護委員13人のうち1人の任期が、令和7年6月30日をもって満了するため、次の者を委員の候補者として法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和7年（2025年）2月25日提出

宝塚市長 山崎晴恵

人権擁護委員の候補者として推薦しようとする者

住 所



氏 名 塩川恵造

※個人情報等の保護のため一部マスキングしています。

